

茨城県報

第5725号

昭和44年7月14日

(月曜日)

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

告 示

ページ

- 防火管理に関する講習会の実施(消防防災課).....1
- 国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたとみなされるもの(2件)(国民健康保険課).....2
- 他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理(〃).....3
- 豚コレラ予防の移入禁止区域の一部改正(畜産課).....3
- ニューカッスル病予防の移入禁止区域の一部改正(〃).....3
- 保安林の指定の解除予定(林業課).....4
- 魚市場の開設許可(漁政課).....4
- 町田新田地区土地改良事業計画変更の縦覧(農地管理課).....4
- 小幡地区換地計画の縦覧(〃).....5
- 収入証紙売りさばき人の指定(2件)(高萩県税事務所).....5
- 同 上 (土浦県税事務所).....5
- 同 上 (麻生県税事務所).....6

公 告

- 調理師試験の実施(環境衛生課).....6
- 砂利採取業務主任者試験の実施(工業課).....8
- 米飯提供業者の業者登録(農業経済課).....9
- 家畜人工授精講習会の開催(畜産課).....11
- 宅地建物取引業者の免許(3件)(建築住宅課).....11
- 宅地建物取引業者の免許事項変更(〃).....12
- 土地立ち入り測量(8件)(用地室).....13
- 一時保護児童の所持物件の保管(下館児童相談所長).....16

告 示

茨城県告示第865号

消防法施行令第3条第1号の規定により防火管理に関する講習会を次のとおり決定する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

期	日	開催場所
8 月 4 日 (月) 5 日 (火)		鹿島郡鹿島町 鹿島町商工会館
8 月 11 日 (月) 12 日 (火)		下館市 下館消防署
8 月 25 日 (月) 26 日 (火)		土浦市 土浦市消防署

8 月 28 日 (木)
29 日 (金)水 戸 市
水戸市立三の丸小学校

茨城県告示第866号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので、療養取扱機関の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

申出受理年月日	機 関 名	所 在 地
44. 6. 15	江 島 医 院	水戸市三の町417
" 5. 31	高 山 小 児 科	水戸市南町3—4—49
" 6. 15	渡 利 耳鼻咽喉科医院	竜ヶ崎市寺後3602
" " "	美 野 里 診 療 所	東茨城郡美野里町大字堅倉995
" " "	笠 置 外 科 診 療 所	鹿島郡神栖村深芝浜地先
" " "	井 野 団地産科婦人科診療所	北相馬郡取手町大字台宿36
" " "	井 野 団 地 内 科 診 療 所	"
" " "	沼 田 歯 科 医 院	高萩市春日町2—1
" " "	岩 上 榊川歯科出張診療所	鹿島郡波崎町榊川北若松団地 第1工区第2号

茨城県告示第867号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので、療養取扱機関の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により告示する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

申出受理年月日	機 関 名	所 在 地
44. 7. 1	長 山 医 院	日立市助川町1—2676
"	小 祝 整形外科医院	" 会瀬町3—3—20
"	沢 医 院	那珂郡那珂町菅谷4259
"	山 中 医 院 出張診療所	筑波郡豊里町沼崎2684の2
"	柴 原 医 院 豊里診療所	" " 上郷1264
"	赤 松 内科産婦人科医院	結城郡八千代村川尻923
"	橋 詰 歯 科 医 院	下妻市下妻丁219の1
"	大 久 保 "	筑波郡大穂町大曾根3429

茨城県告示第868号

国民健康保険法第37条第5項の規定により、次の療養取扱機関から他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第2項により告示する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

療 養 取 扱 機 関 名	所 在 地	申出受理 年 月 日
江 島 医 院	水戸市三の町417	44. 6. 15
長 山 病 院	日立市助川町 1—15—5	〃 7. 1
小 祝 整 形 外 科 医 院	〃 会瀬町 3—3—20	〃 〃 〃
美 野 里 診 療 所	東茨城郡美野里町堅倉	〃 6. 15
笠 置 外 科 診 療 所	鹿島郡神栖村深芝	〃 〃 〃
鹿 島 白 十 字 病 院	〃 〃 奥野谷	〃 〃 23
坂 本 医 院	〃 〃 平泉	〃 〃 20
井 野 団 地 内 科 診 療 所	北相馬郡取手町台宿36	〃 〃 15
井野団地 産科婦人科診療所	〃 〃 〃	〃 〃 〃
沼 田 歯 科 医 院	高萩市春日町 2—1	〃 〃 〃
山 口 歯 科 医 院	猿島郡猿島町逆井4112	〃 〃 14
橋 詰 〃	下妻市下妻丁219の 1	〃 7. 1
あ ら い 薬 局	下館市田中町丙210の 1	〃 5. 21

茨城県告示第869号

昭和42年3月30日 茨城県告示第412号で告示した 茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 群馬県前橋市清野町、青梨子町及び総社町を削り、神奈川県高座郡海老名町及び愛甲郡愛川町を加える。

茨城県告示第870号

昭和41年11月10日 茨城県告示第1430号で告示した 茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 神奈川県横須賀市及び新潟県東頸城郡浦川原村を削る。

茨城県告示第871号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により公示する。

昭和44年 7 月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
日立市小木津町字下相田3765, 3766の 1
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第872号

茨城県魚市場条例(昭和38年茨城県条例第31号)第 6 条の規定により、魚市場の開設を次のとおり許可した。

昭和44年 7 月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 許可申請者 下妻市大字下妻乙1259
魚音水産株式会社
代表取締役 小 管 音 一
- 2 許 可 番 号 昭和44年 7 月 3 日 漁指令第66号
- 3 魚市場の名称及び所在地
魚音水産株式会社 下妻魚市場
下妻市大字下妻乙1259
- 4 許 可 期 間 昭和44年 8 月 1 日から昭和46年 7 月31日まで

茨城県告示第873号

新利根川土地改良区が行なおうとする町田新田地区土地改良事業計画の変更については、適当と決定したので、土地改良法第48条第 6 項において準用する 同法第 8 条第 5 項の規定により公告して、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年 7 月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
新利根川土地改良区定款の写し
町田新田地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和44年7月19日から昭和44年8月8日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第874号

昭和43年12月13日付八郷農委発第380号で八郷町長吉田次郎から認可申請のあつた小幡地区の換地計画については、土地改良法第52条の2第1項の規定に基づき適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類の名称

小幡地区換地計画書

2 縦覧期間 昭和44年7月22日から昭和44年8月11日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

茨城県告示第875号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に次の者を指定した。

昭和44年7月14日

茨城県高萩県税事務所長 高 野 三 郎

指 定 年 月 日	指令番号	住 所	売りさばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 44. 6. 19	高税指令 第 1 号	日立市鹿島町 2丁目20—13	住所に同じ	岩 本 常 吉	明治 40. 4. 27	新 規

茨城県告示第876号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に次の者を指定した。

昭和44年7月14日

茨城県高萩県税事務所長 高 野 三 郎

指 定 年 月 日	指令番号	住 所	売りさばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 44. 6. 30	高税指令 第 2 号	多賀郡十王町大 字伊師本郷406	多賀郡十王町友 部 十王町役場内	十王町職員共済 組合 理事 福田徳市	昭和 9. 8. 9	新 規

茨城県告示第877号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に次の者を指定した。

昭和44年7月14日

茨城県土浦県税事務所長 太 田 宗 次

指 年 月 日	指令番号	住 所	売りさばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 44.6.20	土税指令 第 3 号	土浦市殿里町 603番地	茨城県出先機関 土浦合同庁舎内	茨城県職員土浦 生活協同組合 理事長 身内 正太郎	大正 2.4.21	新 規

茨城県告示第878号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に次の者を指定した。

昭和44年7月14日

茨城県麻生県税事務所長 雨 谷 二三夫

指 年 月 日	指令番号	住 所	売りさばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 44.6.20	麻税指令 第 5 号	鹿島郡銚田町大字 柏熊1001-1	住所に同じ	株式会社金牛田 自動車学校 代表 伊藤 惣太郎	大正 6.1.2	新 規

公 告

●調理師試験について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり施行するので、茨城県調理師法施行細則(昭和37年茨城県規則第24号)第2条第1項の規定に基づき公告する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 受験願書の受付期間及び場所

(1) 受付期間は、昭和44年8月4日(月曜日)から同年8月8日(金曜日)までの毎日午前9時から午後4時30分までとする。

(2) 受付場所は、水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県衛生部環境衛生課とする。

受付願書及び関係書類は、本人又は代理人が必ず持参することとし、郵送は認めない。

2 受 験 資 格

(1) 学 歴

次に掲げる一に該当する者とする。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条(高等学校の入学資格)に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わつた者又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 職 歴

(1)の学歴資格を有する者で、次に掲げる施設又は営業で、2年以上調理の業務に従事した者

ア 寄宿舍, 学校, 病院等の施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年 政令第229号)第5条第1号に規定する飲食店営業, 第2号に規定する喫茶店営業又は第11号に規定する魚介類販売業

3 試験の日時及び試験場

日 時	試 験 場	備 考
昭和44年8月27日(水曜日)午後1時から午後3時まで	水戸市新荘3丁目2番地 常磐女子高等学校	受験者は, 左のうちから希望する試験場を1カ所選定し, 受験願書の受験希望地の欄に必ず記入すること。
	日立市鹿島町3丁目2番1号 茨城県立日立第二高等学校	
	行方郡潮来町潮来1122番地 茨城県立潮来高等学校	
	土浦市真鍋町1039番地 土浦第一女子高等学校	
	下館市下中山590番地 茨城県立下館第一高等学校	
	古河市古河2055番地 茨城県立古河第一高等学校	

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

5 提出書類

- (1) 受験願書(茨城県調理師法施行細則様式第3号) 1部
- (2) 戸籍抄本又は住民票の抄本 1部
- (3) 写真(脱帽, 上半身正面向で最近3カ月以内に撮影したものを受験願書の所定の欄にちよう付すること。) 1葉
- (4) 卒業証明書又は卒業の証書写し(卒業証書の写しの場合は, 原本も持参すること。) 1部
- (5) 調理従事証明書(様式1)
- (6) 手数料1,000円(茨城県収入証紙を願書にちよう付し, 消印はしないこと。)

6 その他

- (1) 受験願書用紙は, 県内各保健所において交付する。郵送を希望する者は, 住所, 氏名を明記して郵便切手をちよう付した返信用封筒を同封のうえ申し込むこと。

- (2) 試験合格後、受験願書及び関係書類に虚偽の事実を記載したことが判明した場合は、その合格を取り消すことがある。

(様式1)

調理業務従事証明書

本 籍
住 所
氏 名

明・大・昭 年 月 日生

上記の者は下記により調理の業務に従事したことを証明します。

昭和 年 月 日

住 所
職 名
氏 名

印

従 事 期 間	従事年数	従事施設の業種	従事施設の所在地 名称又は屋号 代表者氏名	(1) (2) (3)
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	年 月	1 飲食店 2 喫茶店 3 魚介類販売業 4 給食施設	(1) (2) (3)	
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	年 月	1 飲食店 2 喫茶店 3 魚介類販売業 4 給食施設	(1) (2) (3)	
昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	年 月	1 飲食店 2 喫茶店 3 魚介類販売業 4 給食施設	(1) (2) (3)	
計	年 月			

- (注) 1 調理業務施設が自営の場合は、保健所長の証明を受けること。
2 家族従業者の場合は、同業組合長の証明を受けること。
3 上記以外の場合は、施設の代表者の証明を受けること。
4 従事施設の業種は該当するものを○で囲むこと。

●昭和44年度砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条にもとづいて知事が行なう砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により試験の場所および期日ならびに受験願書の提出期限、その他試験に関し必要な事項を次のとおり公告する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 試験を施行する場所

水戸市元吉田町506番地

茨城県立水戸工業高等学校

ただし、都合により試験場を変更したときは出願者に対して通知する。

2 試験を施行する期日

昭和44年 8 月22日午前10時から12時まで

3 受験願書の提出期間

昭和44年 7 月21日から同年 7 月31日まで

4 受験願書の提出先

水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県商工労働部工業課

5 受験手数料

受験願書提出と同時に現金1,000円を納付すること。

ただし、納入済みの手数料は還付しない。

6 試験科目

法 令 砂利の採取に関する法令

技 術 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木 および 河川工学に関する事項を含む。)

7 合格者発表

受験者に通知して行なう。

●米飯提供業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年 農林省令第103号) 第35条の 4 第 1 項の規定により 次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和44年 7 月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
北農林 1501	44. 6. 13	水戸市栄町 1 丁目 7 番 4 号	二 幸 風 間 大 三
〃 1502	〃	〃 柵町 6 丁目 5	味の店梅里 久 野 チ イ
〃 1503	〃	〃 宮町 2 丁目 2 番31号 三友ビル内	ランブ軒 駅 前 支 店
〃 1504	〃	〃 南町 2 丁目 6 番 1 棟 105号	一 番 堆 保 徳
〃 1505	〃	〃 大工町 1 丁目 4 番28号	一 休 高 野 長 里
〃 1506	〃	〃 上水戸町 1 丁目 9 番 1 号	一 億 小 林 は つ
〃 1507	〃	〃 栄町 1 丁目 7 番25号	大 門 大 川 文 夫

"	1508	"	"	宮町2丁目2番6号	まるよし	吉 岡	長 吉
"	1509	"	"	" 2丁目2番6号	泰 華 楼	古 谷	勤
"	1510	"	"	天王町4番27号	京王茶房	水 戸	モンブラン
"	1511	"	"	勝田市共栄町5番2号		木 村	勇
"	1512	"	"	西茨城郡友部町大字大田町 1615の20	古 城	古 内	君 子
"	1513	"	"	那珂郡美和村大字下檜沢 1758の2	あおやぎ	青 柳	し の
"	1514	"	"	東茨城郡小川町大字小川1390	小 川 苑	酒 井	栄 四 郎
鹿農林 373	44. 6. 4	"	"	鹿島郡鉾田町大字安塚1562	森 楽	石 田	米 蔵
"	374	"	"	" " 大字大竹1328	モーテルや いわたや	高 須	正
"	375	"	"	" 大野村大字武井釜 2093の2		根 本	商 店
南農林 878	44. 6. 2	"	"	稲敷郡河内村大字田川4916		長 豊 橋	ドライブイン
"	879	44. 6. 4	"	土浦市荒川沖町3丁目304	常磐寿司	杉 山	房 次
"	880	"	"	" " 7丁目952	こみやま食堂	小 宮 山	良 孝
"	881	"	"	" " 1丁目609	弘 寿 司	水 本	国 弘
"	882	"	"	中高津町206	安楽食堂	宮 崎	征 三
"	883	"	"	大町3214	京 す し	稲 見	安 江
"	884	"	"	川口町876	やまきいち	瀬 古 沢	邦 男
"	885	"	"	永国町1062—14	ニュー大竹	大 竹	光 雄
"	886	"	"	敷島町3320	キッチンユキ	横 田	幸 夫
"	887	"	"	中高津町886—4	権兵衛寿司	堀 越	忠 雄
"	888	"	"	永国町916—13	萬勢庵支店	石 井	三 四 保
"	889	"	"	本町835	嵯 峨 野	坂 寄	豊 太 郎
"	890	44. 6. 12	"	筑波郡谷田部町2984	憩の店すみれ	関	澄 子
"	891	"	"	筑波町大字北条4339	魚あし鮨	小 田 切	栄 作
西農林 664	44. 5. 28	"	"	古河市古河5366	赤とんぼ	上 田	克 己
"	665	44. 6. 2	"	猿島郡境町200の3	梅 香	浅 野	四 郎
"	666	"	"	" 岩井町大字岩井4455	江 戸 屋	滝 本	浩
"	667	"	"	結城市結城1420	大 阪 屋	太 田	清 一
"	668	44. 6. 9	"	" 石下町大字本石下3816	食堂金大	倉 金	む め
"	669	44. 6. 17	"	真壁郡関城町大字辻1314の2	焼トリ白井	白 井	イ ツ
"	670	"	"	下館市小川1311	三久食堂	渡 辺	菊 枝
"	671	"	"	結城市結城1537	芳 寿 司	中 村	善 四 郎
"	672	"	"	下妻市下妻乙349	ひかり飯店	湯 本	二 三 子

●家畜人工授精講習会の開催について

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項第2号に規定する家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、茨城県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年茨城県告示第265号)第2条第2項の規定により公示する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 開催の場所 茨城県西茨城郡友部町
茨城県畜産試験場
- 2 期 日 昭和44年8月1日から8月15日まで・15日間
- 3 家畜の種類 牛

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
(1) 129	桧原不動産	桧原孝一	桧原湯子	竜ヶ崎市馴馬町5384
(1) 130	有限会社丸昭物産	田崎昭伍	神山芳雄	水戸市千波町2869—7
(1) 131	階行商事株式会社	富水政	住谷勤	〃宮町2丁目4番25号
(1) 132	株式会社霞工業	酒井正敏	佐藤勇治	土浦市下高津町155
(1) 133	鹿島産業株式会社	坂本隆司	藤岡章次	鹿島郡神栖村平泉外 12入会64—87
(1) 134	国土産業	岸篤志	岸篤志	土浦市中高津189

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号 年月日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
(2) 168 44. 7. 20	大塚不動産	大塚貞造	大塚貞造	土浦市千束町1268

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
(1) 135	松 井 土 地	松 井 伸 幸	松 井 伸 幸	古河市大字古河5567
(1) 136	日 新 不 動 産 部	大 野 正	内 野 良	鹿島郡鹿島町宮中
(1) 137	共 立 商 事	大 竹 栄 一	伊 藤 郁 雄	鹿島郡神栖村居切1615の1
(1) 138	東 伸 不 動 産	内 山 勝 雄	内 山 勝 雄	鹿島郡鹿島町宮中2278—4

●宅地建物取引業者の免許事項変更について

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 許 年 月 日	商号又は名称	免 許 事 項 の 変 更	
(2) 39	43. 7. 22	昭和 不動産株式会社	○役員の変更	
			旧	新
			代表取締役 阿 部 康次郎	阿 部 康次郎
			〃 佐 藤 鉄 雄	佐 藤 鉄 雄
			〃 知 新 市	鶴 田 隆 雄
			監 査 役 阿 部 昭 寿	阿 部 昭 寿
435	42. 8. 28	久 野 共立土地	○商号及び主なる事務所の変更	
			旧	新
			山 一 商 事	久野共立土地
			水戸市河和田町2005	水戸市石川町4134
(1) 97	44. 3. 6	風 間 商 事	○主たる事務所の所在地の変更	
			旧	新
			茨城県鹿島郡鹿島町 泉川北本山1563—2	鹿島郡鹿島町佐田611

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道須賀息栖東庄線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

鹿島郡鹿島町大字大舟津字浜田，五反田，村田，九百田，東京田，西五郎丸
及び東五郎丸

〃 〃 大字須賀字七反田，六反田及びうみ田

〃 〃 大字瓜木字川尻，下ノ町，井戸田，根本及び長荒

〃 〃 大字谷原字西浜

〃 〃 大字下塙字蒲田及び川岸

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和44年7月14日から

昭和45年3月41日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系高木川改修工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

下妻市大字下宮字荅村，三ッ又及び菅谷原

〃 大字中郷字北野敷

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和44年7月20日から

昭和44年12月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道静大宮線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡大宮町大字石沢字椿下、津久羅田及び橋本

〃 〃 大字上村田字北村田

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和44年7月14日から

昭和44年11月14日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道大宮馬頭線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡大宮町大字八田字小山

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和44年7月14日から

昭和44年11月14日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年7月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道二軒茶屋瓜連線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡那珂町大字額田東郷字岸桂寺

4 立ち入ろうとする期間

昭和44年 7 月14日から
昭和44年11月14日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年 7 月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道長沢水戸線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡大宮町大字照田字東原
" " 大字東野字堀の内

4 立ち入ろうとする期間

昭和44年 7 月14日から
昭和44年11月14日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年 7 月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道小舟笠間線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡緒川村大字吉丸字別当原，前田，通り堂，先の入，榎木下，宮の下及び宮の前

4 立ち入ろうとする期間

昭和44年 7 月14日から
昭和44年11月14日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年 7 月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道常陸太田烏山線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡美和村大字鷺子字中島, 松山, 仲の内及び蛙の里

4 立ち入ろうとする期間

昭和44年7月14日から

昭和44年11月14日まで

●一時保護児童の所持物件の保管

児童福祉法第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中、次の物件を保管したから、返還請求権を有する者は、昭和45年1月14日までに当所に申し出られたい。

昭和44年7月14日

茨城県下館児童相談所長 松 井 幸 治

番号	物件名	種類・形状	数 量	経 過
10	現 金	1,000円紙幣	2 枚	結城警察署において少年の所持する現金について聴取したところ、昭和44年5月21日午前7時30分ごろ登校途次結城市大字結城地内路上に落ちていた所有者不明の財布入り現金4,600円ぐらいを拾い着服横領し、飲食物に2,050円ぐらいを消費したものであり、その残金を結城警察署から引き受けたものである。
		100円硬貨	4 枚	
		50円硬貨	1 枚	
		10円硬貨	10枚	
		計 2,550円		

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所